

舞鶴市介護保険事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、サービス事業者等（指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。））、に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関し行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、第7条第1項に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、又は介護報酬の請求等について、不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市が当該サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(監査の体制)

第3条 監査は、福祉部高齢者支援課の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

(監査対象となるサービス事業者等の選定基準)

第4条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・保険者からの通報情報

- オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等
- カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- キ 正当な理由がなく、一般指導、合同指導を拒否したサービス事業者等

(2) 運営指導における情報

法第23条により指導を行ったサービス事業者等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

（監査担当者）

第5条 監査は2名以上の者をもって行い、そのうち1名は、原則として係長級以上の職にあるものを充てる。

（監査方法等）

第6条 監査の方法等は次のとおりとする。

(1) 指定又は許可の権限があるサービス事業者等に対する監査

ア 実施通知

監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。なお、法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 監査対象サービス事業者等の出席者
- ⑤ 必要な書類等
- ⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等

監査の実施に当たっては、必要に応じて、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(2) 指定権限等が京都府にある事業者等に対する監査

ア 上記(1)のアに準ずる。

イ 情報提供等

指定又は許可の権限が京都府にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等及び指定介護予防サービス事業者等について、監査を行う場合、京都府知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

ウ 京都府への通知

監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって京都府知事に通知する。なお、京都府と同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

（監査後の措置）

第7条 監査後の措置は次のとおりとする。

(1) 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

ア 勧告

サービス事業者等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

イ 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該サービス事業者等に対し、期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

エ その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記ア～ウに該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記ア～ウに該当しない改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(3) 経済上の措置

ア 不正利得となる返還金の徴収の要請

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ 返還金の徴収方法

上記アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(4) 京都府との連携等

上記(1)「行政上の措置」を行う場合には、事前に京都府知事に情報提供を行う。

(5) 厚生労働省への報告

法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省に報告する。

(6) 行政上の措置の公示等

監査の結果、指定の取消し等を行ったときは、法第78条の11、第85条、第115条の20、第115条の30の規定により速やかにその旨を公示するとともに、京都府国民健康保険団体連合会に対し連絡する。

（法に基づく権限行使）

第8条 前2条の規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。